

◎二十四番（椎根健雄君）県民連合議員会、椎根健雄です。会派を代表し質問をいたします。

まず、このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された方々にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、医療従事者の方々をはじめ最前線で県民の命と生活を守るために御尽力をいただいている皆様に深く感謝申し上げます。

それでは、以下質問に入ります。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

緊急事態宣言の全面解除を受け、感染の再拡大を防ぎながら経済を正常化させていく新たなステージに入りました。現在本県の感染拡大は抑えられている状況にありますが、今後も油断せず、三密を避け、感染防止対策を徹底した上で活動の再開を軌道に乗せていくことが重要であります。世界的なコロナ危機の長期化も視野に入れながら、コロナとの共生戦略が問われております。

県は、これまで医療体制や検査体制の強化、医療資機材の確保など対応を進めておりますが、感染が小康状態のうちに第二波、第三波に備えた医療体制を整備し、県民の生命と健康を守ることが重要と考えます。

そこで、今後の感染拡大に備え、医療提供体制の整備にどのように取り組んでいくのか、知事の考え方をお尋ねします。

次に、検査体制についてであります。

新型コロナウイルス感染症の検査は、抗原検査や抗体検査、PCR検査などの方法で実施されていますが、これらの中で感染を確認するため、最も信頼性の高い方法はPCR検査であります。しかしながら、従来のPCR検査では結果が出るまでに六時間程度を要するなどの課題もあり、今後新

たな感染拡大を想定すると、より一層検査体制を充実させる取組が重要と考えます。

そこで、県は今後の感染拡大に備え、ＰＣＲ検査の充実にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、医療用防護資材の確保についてであります。

感染症対策の要は、実際に感染症と対峙する現場の医療従事者の方々であり、安全かつ不安のない状態で働いていただけるよう、マスクをはじめフェースシールドやガウン等の医療用防護資材の確保が必要不可欠であります。しかし、これらの医療用防護資材の需要が急激に増大したことから、各医療機関においては防護資材の確保が困難な状況も発生しており、行政として資材の確保を支援していく必要があると考えます。

そこで、県は医療現場における防護資材の確保にどのように取り組んでものかお尋ねします。

次に、地域経済と県民生活への支援についてであります。

本県では四月二十日に福島県緊急事態措置を発出し、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、四月二十一日から五月六日までの間、県民の皆様に不要不急の外出自粛をお願いするとともに、対象の事業者の方々には休業の要請等を行い、協力金を支払うこととされましたが、残念ながら審査に時間を要し、交付に遅れが生じております。福島県の緊急事態措置は、五月十五日まで継続され、自粛等の長期化により幅広い事業者に大きな影響を与えております。

そこで、休業要請に協力した事業者への支援について、県の考え方をお尋ねします。

また、休業要請の対象外の事業者への支援について、県の考え方をお尋ねします。

次に、観光の再生についてであります。

本県経済の主要な産業の一つである観光業は裾野が広い産業であるため、旅館、ホテルなどの宿泊施設のみならず、観光客向けの県産品や観光施設などに携わる多くの県民の皆さんのが新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けております。

そこで、深刻な影響を受けている本県の観光の再生に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお尋ねします。

一方、県内の旅館、ホテルにおいては、今後様々な地域のお客様を受け入れることから、新型コロナウイルス感染症への対応について不安があると聞いております。県内外の人々が安心して福島を旅するためには、宿泊施設の感染症対策は欠かすことができないものと考えます。

そこで、県は宿泊施設の感染症対策をどのように支援していくのかお尋ねします。

次に、福島空港の国内定期路線の維持についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、航空会社は全国的に減便や運休を余儀なくされ、未曾有の経営危機に直面しております。現在福島空港においても定期路線の五往復中四往復が運休し、大阪便一往復のみが運航している大変厳しい状況にあります。七月二十二日から札幌便と大阪便の一往復が再開するうれしいニュースはあるものの、かつてない深刻な危機は今後も続くものと想定されます。福島空港の定期路線は、関西圏や北海道との経済活動や観光誘客、交流人口拡大の根幹をなす公共交通であり、何としても守らなければなりません。

そこで、県は福島空港の国内定期路線の維持にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、雇用対策についてであります。

県内の雇用情勢を見ますと、福島労働局が五月末に発表した雇用失業情勢は、四月の有効求人倍率が一・三二倍と前月を〇・〇四ポイント下回ったところであり、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に及びつつあります。福島労働局が開設している新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口に寄せられた相談件数は五月二十七日までに一万六百七十二件に上り、そのうち約八割が雇用調整助成金や休業に関するものとなっているほか、相談者の約七割が事業主の方からの相談となっています。厳しい経営状況の下、事業主の皆様に何とか雇用の維持に御尽力をいただいております。

一方、労働者側からの解雇や休暇に関する相談も二月はゼロだったところ、四百件近くに上る状況になってきており、三百件近くに上る状況になつてきます。

そこで、県は悪化している雇用情勢を踏まえ、どのように対応していくのかお尋ねします。

次に、県民の心のケアについてであります。

今回の自粛生活などでストレスをためておられる方々は多いと思います。感染症の終息がまだ見通せない中、感染への不安、経済活動の低下に伴う収入減少や失職など、悩みを抱える県民の増加も想定されることから、今後心のケアはより重要なになつてくるものと考えます。

そこで、県は不安や悩みを抱える県民の心のケアにどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、特殊詐欺被害の防止対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺やその予兆電話が横行し始めているという報道を耳にしております。このような状況下において、人々の不安や焦りなどに付け込み、お金をだまし取る、この種の卑劣な犯罪は絶対に許すことができません。県警察におかれましては、これまで以上

に各種被害の防止対策を強化していくことが重要と考えます。

そこで、県警察における新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺被害防止対策についてお尋ねします。

次に、学校再開に伴う支援についてであります。

県立高校においては、五月二十五日から段階的に学校が再開され、六月一日から通常の教育活動が再開されております。臨時休業期間中、授業はほとんど実施できず、その前後の期間も時差通学、短縮授業、分散登校により通常とは異なる形で授業が行われました。このことから学習の遅れが懸念されており、学力向上や進路実現への不安を感じている生徒たちもいます。

そこで、県教育委員会は、県立高等学校の臨時休業等に伴う学びの保障にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

一方、教育活動を再開した学校現場では、消毒作業をはじめとする新型コロナウイルス感染症への日々の対策を行うとともに、夏季休業期間を短縮して、臨時休業期間の補充をするための授業を行うなど、教員の負担が増加しております。

そこで、県教育委員会は学校再開後における教員の業務負担の軽減にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

また、学校再開後における児童生徒の心のケアも極めて重要です。児童生徒は、臨時休業中の外出自粛によるストレスや感染防止のための新しい生活様式による学校生活への不安を抱えていると耳しております。

そこで、県教育委員会は学校再開後における児童生徒の心のケアにどのようを取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、在宅勤務についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大に備え、政府が示した新しい生活様式の中

で、在宅勤務等の推進が求められており、民間企業をはじめ各自治体において導入の動きが広がっております。本県においても新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下での感染拡大を防止するため、段階的に在宅勤務を拡大したと聞いております。

緊急事態宣言は解除されましたか、新しい生活様式も踏まえた在宅勤務は働き方の一つとして重要と考えます。

そこで、県は職員の在宅勤務にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、災害時の避難についてであります。

県内も梅雨入りし、大雨による洪水や土砂災害が発生する危険性が高まる中、避難所となる公民館や学校の体育館などにおいては三密の条件がそろいやすく、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなることが心配されています。そうした中、感染対策のため、従来の十分な換気の実施やスペースの確保、手洗い、せきエチケット等の徹底に加え、さらなる対策を取つていく必要があると考えます。

そこで、災害時の避難に係る新型コロナウイルス感染症への対応について県の考え方をお尋ねします。

次に、令和二年度六月補正予算編成についてであります。

県は、今定例会に新型コロナウイルス感染症対策を柱とする三百三十五億円余りの補正予算を提案しております。新型コロナウイルス感染症は、県民生活や県内経済に多大な影響を与えており、感染拡大の防止、検査、医療体制の拡充はもとより県内企業への支援などについても県独自の対策を講じることが求められることから、国予算の活用に加え、既存事業の見直しも行なながら、積極的に事業を構築し、推進していくことが必要であると考えます。

そこで、六月補正予算編成に当たつての基本的な考え方についてお尋ねします。

東日本大震災と原子力発電所事故から十年目に入りました。復興に向け、着実に歩みを進める中、昨年は東日本台風と大雨により甚大な被害が発生いたしました。加えて、今般発生した新型コロナウイルス感染症は今後の復興の取組に大きな支障を来すおそれがあります。復興を風化させてしまわないよう、いまだ有事である認識を強く持つて、こうした様々な災害等に対し、感染拡大防止や経済活動対策といった取組を進めながら、復興・創生期間後においても次期復興計画の下、様々な課題にしっかりと取り組むことが重要であると考えます。

そこで、知事は復興・創生期間後の復興をどのように進めるのかお尋ねします。

次に、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除についてであります。

帰還困難区域を抱える市町村のうち、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村においては、それぞれ特定復興再生拠点区域復興再生計画を策定し、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向け、除染やインフラ整備等、復興再生のための環境整備に取り組んでいます。しかし、拠点区域外については国から具体的の方針がまだ示されておらず、避難指示解除の見通しが立っていません。地元自治体の意見を大切に、一刻も早く国が拠点区域外の方向性を打ち出し、帰還困難区域全体の解除を目指すべきであり、そのことが住民の方々に希望を与えるものになると考えます。

そこで、県は特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、首都圏の副業人材の活用についてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大により在宅勤務やテレワークが急速に進むなど、新しい働き方や新しい生活様式が求められています。人口が密集した東京に住まなくとも在宅勤務やテレワークで仕事ができる、生活は地方でという方も出てきております。また、同時に首都圏の大企業においては、本業へのプラスの効果をもたらすものとして、副業を推奨する動きも広がっております。首都圏の外部人材と本県とをつないでいくこと、いわゆる関係人口を積極的に増やしていくことが将来の移住者の増加につながるものと考えます。

そこで、首都圏からの副業する人材の呼び込みを通じて関係人口の増加を図るべきと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、道路施策についてであります。

震災以降、県内においては常磐自動車道の全線開通をはじめ東北中央自動車道、相馬福島道路が来春には全線開通の予定となるなど、高規格幹線道路の整備が着実に進められております。今月五日に復興庁の設置期限十年延長が盛り込まれた改正復興庁設置法等が成立し、今後本県の復興をさらに進めるためには、避難されている方々の帰還促進とともに、本県への移住や交流人口の拡大等を進める必要があると考えます。地方創生や産業振興を支えるために重要な役割を果たす道路を長期的な視点から充実強化させていくことが重要です。

そこで、長期的な視点に立ち、道路網の整備を進めるべきだと思いますが、県の考えをお尋ねします。

次に、福島第二原子力発電所の廃止措置計画についてであります。

東京電力は、昨年七月三十一日に廃炉を決定し、先月二十九日には福島第二原子力発電所の廃炉工程をまとめた廃止措置計画を原子力規制庁に認可申請したところです。

また、同日、原子力規制委員会への認可申請に先立ち、県と発電所が立地する櫛葉町と富岡町に対し、計画の事前了解願が提出されたと聞いております。

福島第二原発の廃炉は、長期間にわたり四基全てを廃炉にするという作業であり、県民の関心が高いだけでなく、放射性物質の漏えいや拡散防止対策など安全な廃炉作業を実現し、安全・安心を確保することが最も優先すべき事項であると考えます。

そこで、県は福島第二原発の廃止措置計画の事前了解願にどのように対応していくのかお尋ねします。

次に、地球温暖化対策についてであります。

プラスチックによる海洋ごみ問題、地球温暖化など、生活環境や国民経済を脅かす地球規模の課題が一層深刻さを増しており、そのような中でレジ袋の有料化が七月一日から開始されます。

今年一月、世界気象機関、WMOは「二〇一九年の世界の平均気温が産業革命前と比較して一・一度上昇し、観測史上二番目に高かつた」と発表しました。十年間の平均気温でも一九八〇年代以降、過去最高を更新し続けており、現状のような温室効果ガスの排出が続くと、今世紀末までに産業革命前より三度から五度上昇することになり、今後数十年間異常気象に直面することになると危機感を表明しています。

また、六月十二日に閣議決定された環境白書においては、「気候変動問題をはじめとした地球環境の危機」という章が新たに設けられるなど、地球温暖化対策が急務となっています。このように地球温暖化対策は世界中で取り組むべき喫緊の課題であり、本県においても積極的に行動に移す必要があると考えます。

そこで、県は地球温暖化対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねしま

す。

次に、再生可能エネルギーについてであります。

県では再生可能エネルギーの導入推進に当たり、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンや福島新エネ社会構想等に基づく様々な取組が進められているところですが、地球温暖化対策のためには脱炭素、地域循環、分散型社会への移行を早急に進める必要があり、その意味においても持続可能な再生可能エネルギーに期待される役割がますます高まっているものと考えます。

そこで、県は再生可能エネルギーのさらなる導入に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、県民の健康指標の改善についてであります。

本県は、全国に誇れる健康長寿県の実現に向けて、健康をテーマとした県民運動を進めるなど、様々な取組を積極的に展開してきたところですが、先日新聞に掲載された人口十万人当たりの生活習慣病に起因する死亡率は全国でも下位にとどまり、依然として厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症により県民の自粛生活が続いたことから、健康指標の悪化も懸念され、健康づくりの取組がますます重要な要素になつてくると考えます。

そこで、県は県民の健康指標の改善に向け、どのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、里山再生事業についてであります。

里山は、豊かな生態系を保全するとともに、そこから生産されるまきで調理や暖房を行い、落ち葉で肥料を作り、野菜を生産し、家畜を育てるなど、いわゆる里山資本主義も実践され、憩いの場ともなっています。そうした里山との関わりが東京電力福島第一原子力発電所の事故により大きく変わつてしましました。その里山を再生するために、福島の森林・林業の再

生に向けた総合的な取組の一つとして実施してきたモデル事業の成果を踏まえ、国は令和二年度から里山再生事業を実施するとしています。

そこで、県は里山再生事業を今後どのように進めていくのかお尋ねします。

次に、農業人材の育成についてであります。

本県の農業は、首都圏等の食料の安定供給を担う重要な役割を果たすとともに、県民の食を守つてきました。一方、産地では高齢化や労働力不足などの構造的な問題があり、後継者がいない農家では受け継いできた知恵や技術が途絶えようとしております。将来を見据えたときに、より幅広い層の方々が本県農業を支える担い手となり、産地の発展に貢献し、自らも安定した経営を早期に確立できるような人材の育成が喫緊の課題であると考えます。

そこで、県は農業人材の育成にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、ツキノワグマ対策についてであります。

近年会津地方や福島市などを中心にツキノワグマの目撃情報や人身被害が増えています。昨年度は、目撃情報が過去最多となる五百五十八件、人身被害も九件発生しております。今年度は、目撃情報がやや減少しているものの、人身被害については先月西会津町で登山中の男性が襲われる被害が発生しており、依然として地域住民に大きな不安を与えております。ツキノワグマの目撃情報は、例年六月、七月にピークを迎えることが多いことから、一層注意が必要であり、熊を市街地などの人の生活圏に近づけないことが重要であります。

そこで、県はツキノワグマの被害防止対策にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

最後に、令和元年東日本台風等からの復旧についてであります。

昨年十月の東日本台風とその後の大霖によって、県内のほぼ全域で甚大な洪水が発生し、県が管理する河川の堤防が決壊するなどの被害をもたらしました。今年度も梅雨時期を迎えており、既に大雨洪水警報などの気象警報が発表されております。これから台風が本格的に来襲する時期に備えて、洪水から県民の生命と財産を守る重要な施設である河川堤防を速やかに復旧し、県民の安全と安心を確保する必要があると考えます。

そこで、令和元年東日本台風等により被災した県管理河川の復旧の状況と今後の見通しについてお尋ねいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）椎根議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備についてであります。

本県においては、県民の皆さんや事業者の皆さんとの御理解と御協力によって大幅な感染拡大が抑えられている状況にあります。しかしながら、他県において感染経路不明の陽性者やクラスターが発生する事例も見られ、今後我が国全体として社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で再び感染が拡大する可能性があることから、危機意識を持つて医療提供体制の整備を進めていく必要があります。

県は、これまで県立医科大学、医療関係団体、市町村、患者搬送関係機関及び各保健所と福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部を立ち上げ、地域医療に携わる皆さんとの共働により、症状に応じた医療、療養が受けられる入院病床や宿泊療養施設の整備、発熱者に適切に対応するための地

域外来の設置、患者の移送を円滑に行うための取組などを福島モデルとして進めてまいりました。

これらの取組を継続し、再び感染者が増加した場合には必要病床を速やかに拡充できるよう、患者の受入れ態勢を整備した医療機関への空床確保等の支援や医療従事者に対する特別手当や慰労金の支給などを実施するほか、医療機関の役割分担の明確化や連絡調整機能の強化などを図り、引き続きオール福島の体制で医療提供体制の整備に取り組んでまいります。

次に、本県観光の再生についてであります。

震災以降、本県では官民一体となつて観光の復興に取り組んでまいりました。その結果、平成三十年の観光客入り込み数は震災前の九八・五%までに回復し、外国人観光客についても昨年の宿泊者数が約十六万七千人と、過去最高を記録しました。

しかしながら、令和元年東日本台風をはじめ冬期の雪不足、そして今般の新型コロナウィルス感染症に伴う甚大な影響により、福島の観光は一転してかつてない苦境の中にあります。

こうした中、私は県内観光業を一日も早く再生させたいとの思いから、国の施策に先駆け、緊急事態宣言解除後の六月一日より県民限定の宿泊割引事業を開始いたしました。既に多くの県民の皆さんから、この機会にふるさと福島を満喫したい、県内の観光地、宿泊施設を応援したいなど大きな反響が寄せられており、各宿泊施設からも予約が殺到しているとのうれしい声をいただいております。

これを受け、六月補正予算ではさらに十万泊分の宿泊割引の予算を計上するとともに、観光客向けの県産品販売に携わる事業者や県内観光施設などにも波及効果が期待できる新たな助成事業の実施、さらには日本酒をはじめ県産品の需要回復を図るためのプレミアムつき商品券を販売してまいり

ます。

観光とは、光を觀ると書きます。これらの取組を通じて、県民の皆さんに福島の様々な光を再発見していただき、地域経済再生の大きな輝きへとつなげができるよう全力で取り組んでまいります。

次に、復興・創生期間後の復興についてであります。

令和元年東日本台風や今般の新型コロナウイルス感染症の影響下においても、復興の進展に伴い、複雑化、多様化する課題に確実に対応するため、復興・創生期間後も切れ目なく安心感を持つて、具体的な取組を進めいくことが重要であります。

そのため、あらゆる機会を捉え、復興・創生期間後の復興を支える体制等の確保について国に要望してまいりました。

今月五日には復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、復興庁設置期間の十年間延長や帰還の促進に加え、移住等の促進、営農再開の加速化、風評被害への対応等、復興・創生期間後の取組を支える体制や制度、財源などの仕組みが実現いたしました。

また、昨日の政府要望では、復興大臣から「国が前面に立つて、責任を持つて取り組んでまいりたい」との力強い発言を得たところであります。

現在策定を進めている次期復興計画には、今後策定される福島復興再生基本方針や福島十二市町村の将来像における取組など、復興・創生期間後の取組をしっかりと位置づけ、福島が有する可能性や強みを生かした新たな魅力の創造を目指し、本県に思いを寄せてくださる方々と共に新たな価値を創る共創を図り、挑戦をさらに進化させながら、福島ならではの地方創生と両輪で、復興の新たなステージに向け、取組を進めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させますので、御了承願います。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

職場における感染拡大を防止するための職員の在宅勤務につきましては、四月の七都府県への緊急事態宣言発令後、段階的に対象となる職場を拡大するとともに、今月からは自宅からインターネットに接続して、職場のパソコンを遠隔操作できるようになりますなど、執務環境も拡充しております。

現在県内の感染拡大は抑えられている状態にありますが、今後の再拡大に備え、引き続き在宅勤務を実施してまいります。

さらに、職員の柔軟な働き方を推進する観点からも、職員個々の事情に応じた勤務形態の一つとして在宅勤務を定着させていくため、若手職員による働き方改革プロジェクトチームを活用しながら、一層の制度改善を取り組んでまいります。

次に、六月補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応や令和元年東日本台風等災害からの切れ目のない復旧など、真に緊急に措置すべき経費について編成するとの考え方の下、感染拡大防止や医療提供体制の整備と甚大な影響を受けている県内経済の段階的な再生を両輪で進めるとため、県独自の取組も盛り込んだ事業を構築したほか、防災力の向上に向けた河川や林地の整備費などを計上しました。特に感染症対策については、膨大な財政需要が見込まれたことから、国の補正予算を最大限活用するとともに、執行が困難な事業を見直したところであり、引き続き財源の有効活用を図つてまいります。

今後とも県民の安全・安心の確保と社会経済活動の回復などに向け、適時適切な補正予算の編成に努めていく考えであります。

（危機管理部長大島幸一君登壇）

◎危機管理部長（大島幸一君）お答えいたします。

災害時の避難に係る新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、避難者の密集状態を防ぐため、できるだけ多くの避難所を開設するよう市町村に要請したほか、市町村が高齢者や妊婦、基礎疾患を持つ方等の避難所としてホテルや旅館を活用する費用や、避難所の感染症対策に要する物品の購入費用について補助することとしております。

また、災害時に迷うことなく安全な場所へ避難することができるよう、親戚、知人宅への分散避難も含めた水害時の避難行動を県民にふだんから考えていただかいわゆるマイ避難の取組について、引き続き市町村等と連携し、周知啓発してまいりの考え方であります。

次に、福島第二原発の廃止措置計画につきましては、先月東京電力から県及び立地町に対し、安全確保協定に基づく事前了解願が提出されたところであります。

当該計画においては、廃止措置期間を四十四年と見込んでおり、廃止措置の主な手順と当初十年間の解体工事準備期間に行う具体的な事項が示されております。

今後は、廃炉作業が安全かつ着実に行われるよう、県、関係市町村、専門家で構成する廃炉安全監視協議会等において、放射性物質に関する安全確保対策など、計画の内容をしっかりと確認してまいります。

（企画調整部長橋 清司君登壇）

◎企画調整部長（橋 清司君）お答えいたします。

首都圏からの副業する人材の呼び込みにつきましては、将来的な移住にながる関係人口を創出するものであり、活力ある地域づくりのため重要な取組であります。

そのため、先月県内企業等と首都圏の人材をマッチングする事業を開始しましたところであり、県においても率先して副業人材を受け入れるよう準備を

進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響下におけるテレワークの普及等、生活様式の変化は地方へ人を呼び込む大きなチャンスであり、首都圏との近接性を生かし、本県と関わりたいとの熱い思いを持った首都圏の副業人材を積極的に呼び込み、副業といえば福島とイメージしてもらえるようしっかりと取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギーのさらなる導入につきましては、地域内で生み出したエネルギーを地域内で有効に活用する観点が一層重要になるものと考えております。

そのため、家庭用蓄電池や事業者向け自家消費設備の導入支援、まちづくりや復興拠点の整備と一体となつたスマートコミュニティーの構築支援などを通じ、エネルギーの地産地消の取組を進めるほか、風力発電のように気象により変動する電力の共用送電線における平準化に関する調査、福島水素エネルギー研究フィールドにおいて県産水素を効率的に利用する実証等を通じて、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進してまいります。

（生活環境部長渡辺 仁君登壇）

◎ 生活環境部長（渡辺 仁君）お答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、福島県地球温暖化対策推進計画に基づき、地球にやさしい“ふくしま”県民会議を中心として、温室効果ガス排出削減等に取り組んでおります。

今年度は、学校や事業所が省エネルギー等に取り組む福島議定書事業や家庭でのエコチャレンジ事業へのさらなる参加を呼びかけるとともに、地域ぐるみの省エネ計画を策定する市町村へのアドバイザー派遣による支援を強化するほか、新たにごみの減量化など、県民の自発的な行動を促すアプリの開発に取り組むこととしております。

今後とも県民、市町村、事業者等、あらゆる主体が一体となつて、地球温暖化対策を積極的に推進してまいります。

次に、ツキノワグマの被害防止対策につきましては、人の生活圏と熊の生息域とのすみ分けを図ることが重要であることから、管理計画に基づき、熊の移動ルートとされる河川敷の刈り払いなどの生息環境管理や被害防除対策、有害捕獲に取り組んでいるほか、近年熊の目撃情報が多いことから、テレビや看板等による注意喚起を強化しているところであります。

今年度は、新たに人の生活圏への出没が多く、対策が取られていない地区を中心に専門家による集落環境診断を実施し、地域住民の合意形成を図りながら、放置された果樹などの誘因物の適正処理や電気柵の設置等、様々な対策、手法を組み合わせた総合的な対策を講じる事業を実施することとしており、引き続き関係機関と連携しながら熊の被害防止対策に取り組んでまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

P C R 検査につきましては、県衛生研究所等における体制整備や民間検査機関への業務委託により検査体制を拡充してまいりました。

さらに、今月中に全自动により検査結果を一時間程度で判定できる機器十台を県内の六医療圏に配備し、一日当たりの検査可能検体数をこれまでの四百五十検体から五百七十検体にすることとしております。

今後も民間検査機関との調整や機器整備の検討を行い、感染拡大時にも効率的かつ確実に実施できるP C R 検査の充実に取り組んでまいります。

次に、医療現場における防護資材につきましては、厚生労働省のオンライン調査システム等により各医療機関の在庫状況や使用状況等の実態を把握しており、不足が見込まれる医療機関に対しては、国からの資材や本県が

直接調達した資材の提供を行つております。

現在医療現場での不足状況は改善傾向にあります、市場における流通が十分とは言えないことから、今後とも引き続き医療現場が必要とする防護資材の確保に努めてまいります。

次に、県民の心のケアにつきましては、精神保健福祉センター等において、感染への不安や生活の変化から生じるストレスなどを抱える方への電話相談を実施しております。

今後は、感染症対応の長期化を踏まえ、相談体制の拡充を図るため、保健福祉事務所等に保健師等の資格を持つ専門の相談員を配置するとともに、相談支援に取り組む民間団体が新たに行うメールやフリーダイヤル相談に対する補助を行うこととしております。さらに、県民がストレスや精神的な不調に対して、自分自身で行うことのできる対処法等について、ホームページ等を活用して知識の普及に努めるなど、引き続き県民の心のケアにしっかりと取り組んでまいります。

次に、県民の健康指標の改善につきましては、県民一人一人の継続的な取組とともに、健康データを科学的に分析、評価することが重要であると考えております。

このため、本年四月には福島県立医科大学健康増進センターと連携し、医療レセプトデータを基に、主な生活習慣病の発生率を二次医療圏ごとに公表したところであります。

今後は、医療レセプトデータと健診データを組み合わせて分析することによつて、地域ごとの健康課題の見える化を図り、市町村と連携、協働しながら地域特性に応じた支援策を組み立てるなど、効果的な対策が講じられるようしっかりと取り組んでまいります。

(商工労働部長宮村安治君登壇)

◎商工労働部長（宮村安治君）お答えいたします。

休業要請に協力した事業者への支援につきましては、緊急事態措置に基づく休業要請への協力と、延長された休業要請期間が終了して以降の事業再開に際して必要となる新たな対応への支援という二つの考え方に対応して、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金及び支援金を交付しております。現在担当職員を倍増させて交渉の迅速化に取り組んでいます。そこで、早期の交付に努めることで、休業要請に協力した事業者の事業の再開等を支援してまいります。

次に、休業要請の対象外の事業者への支援につきましては、休業要請やその延長に協力した事業者に交付する支援金と同様の考え方に対応し、新型コロナウイルス感染症の影響によって、休業要請の対象外であっても売上げが一定以上減少している事業者に対し、事業再開等に際して必要となる新たな対応への支援として、新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金を交付することといたしました。先週から受付を開始したこの給付金についても早期の交付に努め、事業者を支援してまいります。

次に、悪化している雇用情勢への対応につきましては、県内事業者の事業の継続と雇用の維持が極めて重要であることから、全国知事会による緊急要望をはじめあらゆる機会を捉え、雇用調整助成金の充実等を国に求めてきた結果、雇用を継続する中小企業への助成率十分の十や一日当たり上限額の大幅な引上げ、休業者への直接給付制度の創設など、要望に沿った拡充がなされました。

県といたしましては、新たな制度の周知に努めるとともに、県内八か所の就職相談窓口において実施している離職者等への就労支援の充実を図るなど、引き続き福島労働局等の関係機関と連携してきめ細かく対応してまいります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎ 農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

里山再生事業につきましては、現在会津地方を含めた十市町村から十七か所の要望を受け、復興庁、林野庁、環境省と合同で現地調査を実施しているところであります。この調査結果を踏まえ、七月には県及び関係省庁で構成する連絡調整会議において実施箇所や事業内容が決定されることから、市町村の意向が十分に反映されるよう調整してまいります。

また、事業の実施においては地域の実情に応じた対策が着実に実施され、里山の再生につながるよう関係省庁、市町村と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、農業人材の育成につきましては、若い農業経営者を育成するため、農業短期大学校において、生産技術や經營管理手法を学ぶ一貫した専門教育により、農業経営で自立できる実践力を備えた人材の輩出に努めております。

また、他産業からの転職者には農業法人でのお試し就農や店舗での販売実習、実務に必要な技能の体系的な習得機会を提供するとともに、雇用先とのマッチングを支援し、就農につなげております。

これらに加え、農業短期大学校において、生産性の向上や作業負担の軽減が図られ、経営の早期安定に寄与するスマート農業の研修内容を充実するなど、将来にわたって本県農業振興の牽引力となる人材を育成してまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎ 土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

道路網の整備につきましては、復興計画を踏まえ策定したふくしま道づくりプランに基づき、ふくしま復興再生道路や浜通りと中通り、会津地方を

結ぶ地域連携道路等の整備を進めているところであります。

今後は、頻発する自然災害や社会情勢の変化を踏まえ、災害時の代替機能の確保や地域間の移動時間の短縮など広域的な交通課題の解消に向けて、現在国と共に長期的な視点から策定を進めている新広域道路交通計画の中に会津縦貫道など基幹的な道路をしっかりと位置づけ、生活圏相互や県外との連携、交流を強化し、安全で活力ある県土を支える道路網の整備を計画的に進めてまいります。

次に、令和元年東日本台風等により被災した県管理河川につきましては、発災直後から順次復旧工事に着手し、堤防が決壊した箇所については、本年の出水期に備え、必要な堤防の高さや断面等を確保したところであります。

今後は、被災した千四百十一か所のうち、背後に人家が隣接しているなど緊急性の高い約七百か所について年度内に完了できるよう復旧を進めるとともに、被災した全ての箇所の早期復旧に向け、全力で取り組んでまいります。

（避難地域復興局長安齋浩記君登壇）

◎避難地域復興局長（安齋浩記君）お答えいたします。

特定復興再生拠点区域外につきましては、昨日の政府要望を含め、様々な機会を捉え、国に対し、各自治体の意見を尊重しながら丁寧に協議を重ね、避難指示解除のための具体的方針を早急に示すよう求めているところであります。

県といたしましては、引き続き地元自治体と連携しながら、避難地域の復興再生に向け、帰還困難区域全ての避難指示解除について、国が責任を持つて対応するようしっかりと取り組んでまいります。

（観光交流局長國分　守君登壇）

◎ 観光交流局長（國分 守君）お答えいたします。

宿泊施設の感染症対策につきましては、宿泊者と従業員双方の不安を払拭し、安全・安心を確保するため、関係団体との協議を重ね、感染症対応ガイドラインの作成を支援してまいりました。

引き続き、ガイドラインの熟度を高めることはもとより、県内の酒蔵が製造した消毒用アルコールの活用と併せて、本日から開催する専門家によるオンライン研修など、厳しい環境にある宿泊施設の感染症対策をしつかりと支援してまいります。

次に、国内定期路線の維持につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う需要減により厳しい状況に置かれている航空業界の声を丁寧に伺いながら、実効性のある取組を迅速に進めることができます。

このため、航空会社に対してターミナルビルの使用料等を緊急的に支援し、定期路線維持に係る固定経費の負担を軽減してまいります。

また、空の旅の安全・安心を確保するため、空港利用者の検温を実施するとともに、定期路線を利用した旅行商品の造成を支援するなど、需要拡大に積極的に取り組みながら国内定期路線の維持を図つてまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎ 教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

県立高校の臨時休業等に伴う学びの保障につきましては、臨時休業の間も教科書に準じた課題の提供やオンラインを活用した家庭学習の支援、登校日における学習指導など、各学校の実情に合わせた学習支援を行つてきましたところであります。

今後は、生徒の過度な負担とならないよう留意しながら、夏季休業期間の短縮のほか、土曜授業の実施や行事の精選等により新たな授業日を十日以上設定し、学習の遅れを補うとともに、必要に応じて資格取得や進学に向

けた課外学習を実施するなど、きめ細かな学習支援を行つてまいります。

次に、学校再開後における教員の業務負担の軽減につきましては、校内の消毒作業や教材の印刷業務等を行うスクール・サポート・スタッフを未配置の小学校はもとより、新たに中学校や県立学校にも配置することとしたところであります。

また、今回各校に一定額を配分する学校裁量経費の中で教材作成ソフトを購入するなど、教員の負担軽減につながる活用も可能としたところであります、教員が安心して児童生徒の指導に専念できる環境づくりを進めてまいります。

次に、学校再開後における児童生徒の心のケアにつきましては、長期休業に伴うストレスや不安に注意深く寄り添つた支援が重要であると考えております。

このため担任や養護教諭、カウンセラー等、学校組織が一体となつてきめ細かな教育相談の充実を図つているところであります。

また、臨床心理士会と連携し、不安を和らげる話の聴き方やストレスを感じたときの対処法などについて、親子で学べる動画を新たに制作し、今週中に県教育委員会のホームページに掲載することといたしました。

今後とも関係機関や家庭と連携し、児童生徒が安心して学べる環境づくりに取り組んでまいります。

(警察本部長林 学君登壇)

◎警察本部長（林 学君）お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺の被害防止対策につきましては、被害が全国的に発生しており、県内においても給付金の振込をかたる不審な電話の相談を複数受理していることから、今後の被害発生が懸念されております。

県警察では全国における発生事例を踏まえ、広報チラシの配布や新聞広告、

ラジオ放送、SNS等のあらゆる広報媒体を活用して、自治体や関係機関とも連携しながら広報啓発を実施しているところであります。

引き続き、特殊詐欺被害の防止に有効な留守番電話機能の活用のさらなる促進を図るなど、被害の発生防止に取り組んでまいります。